

納税等状況報告（令和4年度分）

流山市議会議員政治倫理条例第5条第2項の規定に基づき納税等状況の要旨を公表します。

議員名	市民税 / 県民税	軽自動車税	固定資産税 / 都市計画税	国民健康保険料	介護保険料	後期高齢者医療保険料	水道料金	下水道料金
渡辺 仁二	○	—	○	○	—	—	—	—
岡 明彦	○	○	○	○	—	—	○	○
高橋 あきら	○	—	○	○	○	—	○	○
近藤 みほ	○	—	○	—	—	—	—	—
戸辺 滋	○	—	○	○	—	—	○	○
西尾 段	○	○	○	—	—	—	○	○
野村 誠	○	—	○	○	—	—	○	○
坂巻 儀一	○	○	○	—	—	—	—	—
石原 修治	○	○	○	○	—	—	○	○
植田 和子	○	○	—	○	—	—	○	○
笠原 久恵	○	○	—	—	—	—	—	—
森田 洋一	○	—	○	○	—	—	—	—
阿部 治正	○	○	—	○	○	—	—	—
中村 彰男	○	○	○	—	○	—	○	○
楠山 栄子	○	—	—	○	○	—	—	—
藤井 俊行	○	—	○	○	—	—	○	○
中川 弘	○	○	○	○	○	—	○	○
海老原 功一	○	—	○	—	○	—	○	—
おだぎり たかし	○	○	○	○	—	—	○	○
青野 直	○	—	○	—	○	○	○	○

《表示例》

対象者：流山市議会議員（ただし、任期1年目の議員（連続して当選した者を除く。）については、対象とならない。）

- 当該年度に納付すべき額が、すべて納付されている場合
- △ 当該年度に納付すべき額の一部が、納付されている場合
- × 当該年度に納付すべき額が、まったく納付されていない場合

— 納税等状況報告の対象外

（注1）介護保険料については、介護保険法第129条2項に基づき、65歳以上の方を報告対象とした。

なお、40歳以上65歳未満の医療保険加入者が納めている介護保険料については、各医療保険料に含まれるため報告対象外とした。

（注2）納入義務がない事実上の納入分については、報告対象外とした。